

許可番号 05460003527

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優
良

住 所 仙台市宮城野区日の出町一丁目7番15号

氏 名 協業組合仙台清掃公社

代表理事 山田 政彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 郡 和子

仙台
市長

許可の年月日

平成 30年 6月 21日

許可の有効年月日

令和 7年 6月 20日

1. 事業の範囲

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、カラム、ジマジン、チバングループ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、カラム、ジマジン、チバングループ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アソカ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、カラム、ジマジン、チバングループ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

鉱さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物

廃石綿等

上記事業範囲のうち次のものについては積替え又は保管を行う。

copy

- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

積替え保管施設

所在 地	仙台市宮城野区日の出町一丁目 7 番 15 号
種 類	事業の範囲に記載のとおり
面 積	416.91 m ²
保管上限	763.67 m ³
高 さ	2.3m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 6月 21日	新規許可
平成 10年 6月 21日	更新許可
平成 15年 4月 30日	変更許可 (ダイキシンを含む燃え殻及び積替え保管行為の追加)
平成 15年 6月 21日	更新許可
平成 20年 6月 21日	更新許可
平成 22年 9月 10日	変更許可 (廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物の追加)
平成 25年 6月 21日	更新許可
平成 30年 6月 21日	更新許可
平成 30年 6月 21日	優良認定
令和 元年 5月 31日	代表者変更に伴う書き換え
令和 3年 9月 16日	積替え保管施設の追加及び変更に伴う書き換え
令和 3年 12月 13日	積替え保管施設の追加及び変更に伴う書き換え
令和 4年 6月 15日	積替え保管施設の追加及び変更に伴う書き換え

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

copy